

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	①税務課、②監査事務局、③人事課
根拠法令等	地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号） 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の施行に伴う規定整備</p> <p><b>【改正する条例】</b></p> <p>① 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）  ② 愛媛県監査委員条例（昭和39年愛媛県条例第13号）  ③ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年愛媛県条例第3号）</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>① 愛媛県県税賦課徴収条例  県税に関する徴収金の納付に係る事務の委託について、根拠法令を改正  地方自治法施行令第158条の2第1項 → <u>地方自治法第243条の2第1項</u></p> <p>② 愛媛県監査委員条例  引用する条文（地方自治法）の条ずれへの対応  法第243条2の2第3項 → <u>法第243条2の8第3項</u></p> <p>③ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例  引用する条文（地方自治法、地方自治法施行令）の条ずれへの対応  《地方自治法》  第243条2第1項 → <u>第243条2の7第1項</u>  第243条2の2第3項 → <u>第243条2の8第3項</u>  《地方自治法施行令》  第173条第1項第1号 → <u>第173条4第1項第1号</u>  第173条第1項第2号 → <u>第173条4第1項第2号</u></p>	
施行日	令和6年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	